

平成25年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成25年3月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	上野	登	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

## 出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	深澤悌二君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	神保一徳君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	藤田幸孝君
教育次長	塙栄君
消防長	小森清君
会計管理者	高安行男君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	海老沢耕市君

---

## 出席議会事務局職員

議会事務局長	伊勢山正
議会事務局次長	石上節子
次長補佐	飛田信一
係長	瀧本新一

---

## 議事日程第4号

平成25年3月14日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時01分開議

## 開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番畑岡洋二君、2番橋本良一君を指名いたします。

---

## 一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を続けます。

8番野口 圓君の発言を許可いたします。

○8番（野口 圓君） 8番野口 圓です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第1に、校舎の耐震化についてでございます。

学校施設の耐震化については、ずっと取り組んでおられまして、また、今回の国の大型補正予算で、笠間市でも四つの学校の耐震化が前倒しで実施されることになりました。一つは、稲田小学校の体育館、宍戸小学校の体育館、岩間三小の施設整備、笠間中学校体育館と4点であります。今まで耐震化をずっと進めていた経緯で、現在の現状と今後の見通しについてお伺いします。また、すべての校舎、体育館、その他附属の施設の耐震化が完了するのは何年度になるか、お伺いしたい。また、天井の落下についてもたくさんの方

故の事例がございました。この点も踏まえまして、どの程度天井に対する改修は進められているか、お伺いしたい。また、建築後25年を経た老朽化対策を銘打っておりますが、笠間市では25年をたった校舎はあるかどうか、また、その対策はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

2番目が、通学路についてでございます。

学校の通学路、笠間市では、かねて総点検を実施していると思います。そのときの点検した危険箇所数を教えていただきたい。また、今回、国の補正予算で防災・安全交付金が計上されました。その中で、通学路の安全対策にも使われることになりました。今回の交付金は、対策箇所等を記した図面を公表した自治体が申請をすると初めて交付されるという、そういう条件がついております。調べたところ、公表した自治体が782団体となっています。笠間市はその中に入っておりません。どのようにこれに対応するのか、お伺いしたいと思います。

それから、3番目が防災についてでございます。

国の補正予算で、命と暮らしを守るインフラ再構築として1兆2,335億円の予算を計上しておりますが、笠間市が管理する橋、トンネル、隧道ほか、総点検は行ったでしょうか。今回の市の予算でどのような要求を、この暮らしと命を守る1兆2,335億円に対して、市の要求を出しているか、お伺いしたい。今回の補正、大型で13兆円を超えるものでございます。笠間市としては、どのようなものに、どのくらいの予算を組んだか、お伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

副市長田所和弘君。

〔副市長 田所和弘君登壇〕

○副市長（田所和弘君） 野口議員のご質問にお答えをいたします。

今回の国の補正予算は、13兆円を超える大型のものでございます。笠間市として、どのようなものに、どのくらいの予算を組んだのか伺いたいのご質問でございます。

現在の我が国の経済の状況からの脱却、東日本大震災の復興の加速、また、今後の防災の強化など、我が国の今般の情勢にかんがみ、国は、平成25年1月11日に、日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定いたしました。それらを実施するための措置を中心として、総額13兆円を超える今回の補正予算を編成したところでございます。

そのうち、緊急経済対策の実施に伴う財政支出は約10兆3,000億円ではありますが、これによりまして、笠間市では、3月補正予算において総額9億1,957万1,000円の経済対策分の予算を組んでございます。

その内訳といたしまして、まず、土地改良関連事業1億1,787万2,000円を計上し、道路などの新設改良事業といたしまして2億3,386万円を計上しております。

さらに、橋りょうの長寿命化修繕計画の策定事業として1,000万円を計上し、市営石崎住宅の屋根防水外壁塗装を住宅の長寿命化に資する事業として7,570万円を計上しております。

以上のほかに、傷みが激しい幹線道路等の舗装改良事業として3億4,750万円を計上し、仮称でございますけれども、観光交流センター石の百年館の整備事業として8,463万9,000円を計上しております。

また、地域の資源と地域の資金等を結びつけて、地域における経済循環を創造する目的で今回創設されました地域経済循環創造事業5,000万円を歳入歳出同額で計上しているところでございます。

以上、これらの総額9億1,957万1,000円に対する財源を、3月補正予算案においては、国庫補助金4億2,040万2,000円、県補助金5,240万円、諸収入260万円、一般財源4億4,416万9,000円としているところでございますが、補正予算債や、現在のところ制度上明確になっていない今回創設されました地域の元気臨時交付金も活用できる今回限りの財源となっておりますことから、今後これらの財源を整理し、積極的に活用してまいりたいというふうに思っております。

なお、今回、創設され、地方に配分されます地域の元気臨時交付金は、今回の追加補助事業の地方負担が相当な額になることに配慮し、その地方負担額を算定基礎とし、配分される財源でございます。これら補正予算債や地域の元気臨時交付金については、今後24年度に、または25年度の補正予算で予算化対応していく予定でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君 登壇〕

○教育次長（塙 栄君） 野口議員の学校の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

学校施設の耐震化につきましては、平成27年度の耐震化率100%を目標に事業を進めておりますけれども、現在の耐震化率は84.1%となっており、今回の3月補正で、国の補正予算による前倒し事業として、岩間第三小学校の校舎、稲田小学校、宍戸小学校、笠間中学校の屋内運動場について、耐震補強及び改修工事を実施する予定となっております。このことにより平成25年度末の耐震化率は91.3%となる見込みでございます。

また、平成25年度に、稲田中学校の校舎と佐城小学校、岩間第一小学校、岩間第二小学校の屋内運動場について、耐震補強及び改修の実施設計を予定してございまして、これに基づいて平成26年度の工事が完了すると、耐震化率は97.1%になる見込みでございます。

次に、天井の落下防止対策についてでございますが、東日本大震災による建物の被害は建物の構造体のみならず、天井材や照明器具、内・外装材の落下など、非構造部材にまで及びました。このため、高所からの落下物を防止することは極めて重要でございまして、現在、学校施設においては、耐震補強工事とあわせて対応をしているところでございます。

現在、学校施設においては、平成24年9月に、文部科学省からの通知、「学校施設における天井等落下防止対策等の推進について」に基づき、本年は、岩間第三小学校の校舎と、稲田小学校、宍戸小学校、笠間中学校の屋内運動場を耐震補強とあわせて実施する予定となっております。

続きまして、築25年以上の建築物の老朽化対策についてでございます。小中学校の施設数は一つの学校でも建築年月の違いなどによりまして、複数の棟に分かれているため、21校で校舎が48棟、屋内運動場21棟で、そのうち、築25年を経過する建物は19校で、校舎が40棟、屋内運動場が17棟ございますが、平成26年度までに、13校の校舎25棟、屋内運動場11棟の計36棟を耐震補強とあわせて老朽改修工事を実施する予定でございます。

市では、現在、施設の耐震化を最優先に実施してございまして、築25年を経過する残る校舎15棟、屋内運動場6棟については、耐震補強事業の完了後、施設の劣化状況などを把握し、財政状況を見ながら適切な整備を計画的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 8番野口議員ご質問の通学路についてお答えをいたします。

通学路の安全対策といたしまして、笠間市では、昨年7月、8月にかけて、学校、PTA、地元警察署並びに道路管理者等による緊急合同点検を実施いたしました。点検の結果、小学生の通学路にかかわる危険箇所は、市内全域で70カ所が示されました。

これら危険箇所の改善策について関係機関等で協議したところ、すぐに対策を講じられたものが32カ所、対策を予定したものが24カ所、対策未定が14カ所でございます。この対策未定となった主な箇所は、国県道の歩道整備のため、改善するには用地買収問題や工事期間等、すぐの対応が困難な理由から対策未定の扱いとなりました。

議員ご指摘の、笠間市は公表した自治体に入っていないとのことですが、公表に当たっては、通学路の安全確保について対策内容が取りまとまった市町村において公表することとしておりましたので、笠間市としては、県との調整が未了のため、公表はいたしませんでした。このようなことから、対策未定の箇所の改善について、本市では、昨年10月に市長及び教育長の連名で、茨城県に対し歩道整備の要望を行ったところであります。

なお、今回の国の大型補正は、公表をしない自治体においても支援対象となっており、笠間市では、防災安全社会資本整備交付金を活用し、通学路の安全対策として3カ所1億6,500万円、舗装修繕対策として11カ所分3億4,200万円、計画的な予防保全対策として1件1,000万円、補助事業ベースでの合計額が総事業費5億1,700万円の大型補正予算を計上したところでございます。

次に、防災についてでございますが、笠間市が管理する橋、トンネル、隧道等の総点検は行ったかのご質問でございますが、橋りょうにつきましては、損傷の早期発見、ライフサイクルコストの最小化等を目的として、長寿命化を図るために、道路橋362橋のうち、橋長15メートル以上の72橋を国の補助金を活用し、橋りょう長寿命化修繕計画の策定に取り組んでいるところでございます。橋りょうの点検については、平成24年度末で72橋の点検が完了し、平成25年度に、橋りょう長寿命化修繕計画の策定を予定しております。なお、これまでの橋りょう点検の結果、損傷等は現在のところございません。

また、トンネルについては、佐白山に1カ所ございますが、現在供用はしていないので点検は実施しておりません。

また、高速道路等のアンダー部分のボックスカルバートなどは、管理者である東日本高速道路株式会社が5年ごとに定期的な点検を行い、安全確認をしております。

また、水道等の点検につきましては、浄水場等の点検を平成23年度より耐震診断にあわせて実施しており、今回、国の大型補正予算では該当となる事業はございません。

ご質問の、国の緊急経済対策の命と暮らしを守るインフラ再構築の補助事業についてでございますが、本市では、橋りょう長寿命化修繕計画の策定年度を前倒しして、橋りょうの予防保全に努めるよう、3月議会で1,000万円の補正予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 最初の校舎の耐震化の、天井の落下のことについて、ちょっと聞き漏らしたのかしれませんけれども、耐震改修工事とタイミング的にあわせてやっているということで、そうすると、耐震化が終了したところは、すべて天井等の附属の照明器具等の工事も済んでいるということですのでよろしんですかね。はい。

あと、ちょっとミスプリントがありまして、橋、トンネル、水道と書いてあって、これ、私、隧道と書いたつもりだったんだけど、水道になっちゃいましたね。まあ、いいでしょう。

通学路の件ですけれども、非常に多くの改善改良工事がなされております。これらの予算が組まれたときに、すぐに対応できるように、例えば、5カ年計画ですとか、3カ年計画とかですね、そういう形で、通学路の危険箇所の工事の予定、それから日程を出しておられるかどうか。今回、国のそういう補正が決まったんだけど、建設部長のおっしゃるには、県との協議が済んでいない部分は、結局、県道の部分は自分たちではできないので、それができなかったということおっしゃいましたよね。あと、市の方でできるものは、用地買収ができてないところはできなかったけれども、それ以外は全部やったということですのでよろしいんですかね、危険箇所の改善を。

あと、学校で、児童生徒が徒歩もしくは自転車で通学しています。そういった子どもたちに対して、アンケートなり、聞き取り調査なり、怖い思いをしたとか、そういうことを

学校の生徒たちに聞いているかどうかということ、ちょっとお伺いしたい。

今後、要するに、県との要望で実施されるかどうか、今のところ未定だということですが、笠間の場合、友部病院に向かう平友部停車場線というんですか、あの県道が非常に危険な状態でずっときているんですね。今度新しい道ができると、さらに危険度が増すということで、地元の人たちも大いに危惧されているところなんですけれども、そういったところも、ともかく安全を推進させようという国の意思が、明確な予算をつくったときに、歩調をあわせて強く要望して実現していただきたいというふうに思います。非常にしっかりやっておられるというふうに思いますので、その点だけちょっとお伺いしたい。

○議長（小藺江一三君） 教育長。

○教育長（飯島 勇君） 野口議員の再度の質問の中で、学校では、子どもたちに危険箇所等のアンケート等を行っているかというお話がありましたので、私の方から答えさせていただきます。

学校では、必ず子どもたちそれぞれが通学路のどこが危ないとか、そういうところを出して危険のマップをつくっております。また、保護者も子どもたちと一緒に帰るということをやって、PTAの集会の後ですね、そして、危険箇所を一緒に見ていく、それを地図上にあらわして、子どもたちの家庭に配布したり、学校に大きな地図として残っています。

それは交通ばかりではなくて、例えば、この前地震がありましたから、ブロック塀であるとか、それから用水がある、池があるとか、そういうようなところもあわせて、子どもたちが実際に歩いているところを、ここ危ないよねというところで集約をして、地図をつくるということをしています。そして、学校でできる対策がそこでとっているということになっています。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 野口議員の再度のご質問にお答えをいたします。

県道との調整ということでございますが、県道につきましては、危険箇所11カ所ございます。これらについては、先ほども申しましたように、市長及び教育長の連名で早急な対策をするように要望をしたところでございます。これらについては、県の方に今後も引き続き働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、市道の危険箇所の対策でございますが、これにつきましては、すぐに対策ができるものについては対策を行いました。既に33カ所の対策をしたところでございます。また、対策を予定しているものにつきましては23カ所ございます。これらについても計画的な整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、平友部停車場線の危険箇所ということでございます。特に危険箇所となっている点滅の信号機があるところの交差点が非常に危険であるというようなことで、昨年、県の方に交差点の改良について要望をしたところでございます。引き続き、県と連携をしながら交差点の早期改良に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君。

○8番（野口 圓君） 非常にすばらしい内容でお答えいただきまして、ありがとうございます。

友部停車場線の場合は、点滅信号のところだけではなくて、全面が危ないんですよね。かなりの県有地が大分片側にありますので、速やかな、道路そのものの改修で歩道をきちんとつけていただいて、できるように要望していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 野口 圓君の質問を終わります。

次に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。鹿志村君。

○6番（鹿志村清一君） 6番鹿志村清一です。

ただいま議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして質問をいたさせていただきます。

まず、1問目ですが、質問通告内容に沿って質問いたします。現在、東日本大震災に伴う原子力災害などによって、エネルギー政策の見直しから、自然エネルギーの本格活用や低炭素社会から地球温暖化対策として持続可能な社会の構築に向けた多様なエネルギーの活用が求められております。

笠間市では、低炭素循環型社会の構築を進め、地球温暖化防止に貢献する自然エネルギーを活用した太陽光発電システム推進など、環境負荷の少ないエネルギー利用の展開を進めているところではないかと受けとめております。

笠間市でも、農業など、事業者が省エネルギーで環境配慮型の事業スタイルの定着など生かせるように取り組んでいる。風力、水素燃料、オイルシェールサンド、メタンハイドレートの資源埋蔵探索が進められ、地球に優しいエネルギーの商業化の期待と展開がされ、バイオマスについてもエネルギー利用の進展が見られる。発電機の価格も発電単価の高い太陽光発電や風力発電に注目が集まり、地域での取り組みも、事業者、行政、市民とも関心が高くなっております。

しかし、発電機の価格も安く、発電単価も安い小水力発電はほとんど取り上げられておりません。笠間市に有する山林面積は約40%。河川や用水などによる自然環境を有効に生かせる身近な環境配慮型の小水力発電、発電機の価格も単価も安く、太陽光、風力などは発電量が不安定で、発電時間は、年間約20%程度と言われております。水量が安定であれば、発電量も安定するという小水力発電ということについて関心を持って、そして取り組んでみてはということでお伺いいたすわけでございます。

先日、電話による確認をいたしましたのですが、小水力発電については、大阪市長居公園地下配水場に、流入残存水圧を利用した発電機は24時間発電している。年間約200万キロワット、約500軒分の電力を消費することに対応できるという能力を持っているということでございます。

建設費は1億5,000万円程度で、維持管理費が年間約100万円、配水場の電力の約25%を賄う量の発電、年間約3,000万円相当が発電されているということでございました。

また、豊中市の服部緑地公園側にある千里浄水場から流れ込む水圧を利用した小水力発電など、現在100万キロワット、約280軒分の家庭使用量に相当するといわれておるその発電をしております。また、運転開始は2007年で、建設費が1億円ということで、発電は小型なので、水量があるところならどこでも設置運転可能であるという、そういう小水力に対するお話を電話で伺いました。そのほか、堺市桃山台配水場に流れ込む水圧を利用した水力発電機、そういうものが大阪市では、顕著な例として注目を浴びているところでございます。

また、大きな小水力発電については、関西電力に売電しているということで、近ごろは技術の進歩と工夫により、大きく期待される部分があるというようにお話も聞いております。川や農業用水路、ビルの循環水、さまざまな大・中・小規模の実用化できる可能性があるということでございます。

そこで、笠間市環境基本計画にも、自然エネルギー編の環境負荷の少ないエネルギー利用の推進には、太陽光、太陽熱、小水力発電についても触れており、そして、自然エネルギーの活用について、チラシや広報を通じて情報提供や啓発に努めるというふうになっております。

そこで、小水力発電について関心を持ってもらうための取り組みについて、1問目の1点目として、市内において事業者、団体、行政等の小水力発電についての関心や取り組み状況がありましたら、どのようになっているか、お伺いいたしたいと思っております。

2点目として、小水力発電の啓発啓蒙活動により意識を高め、市民、事業者、行政が河川や用水を利用したモデル事業を推進することで、実用化と自然エネルギーについての関心が高まると考えますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたしたいと思っております。そして、第2点目の中で、笠間、岩間、友部、それぞれの地区で小水力発電の実証モデルの設置を考えてみてはどうかということについて、お伺いいたしたいと思っております。

次に、質問通告の2問目といたしまして、笠間市の定住化対策についてお伺いいたします。

本定例議会冒頭での市長の施政方針では、25年度においては、笠間市総合計画後期基本計画に掲げる重点化の三つの視点、健康都市づくり、防災力向上、地域の活性化を基本として87事業を25年度重要事務事業と定め、取り組むとの姿勢を示されました。

平成24年度においては、農業支援策に加え、定住化対策と健康づくり対策を重点施策として位置づけ、広域交通の要衝としての地の利を生かし、地域資源を生かして、住みよい町、訪れてよい町笠間を目指し、総合的に定住化支援事業を実施し、近隣自治体との地域間競争に優位性に発揮すべく取り組んでいるということでございました。

平成25年度事業の新規就農や地産地消、笠間ブランド「かさまの粋」などの農業支援事

業も展開されているというようなことになっております。

教育では、少子化による幼保連携認定こども園への取り組みや、学校適正配置の学区審議会答申がされ、保護者説明会がされ、現在、学区適正配置についてパブリックコメントが求めているところであるということでございます。

中心市街地形成を念頭に、駅周辺市街地再生の道も示された。しかしながら、我が国では特殊出生率の低下による人口減少、高齢少子社会への突入、団塊の世代の高齢化など、多くの問題を抱え、農山村地帯の人口流出、限界集落の問題など、地域生活に大きな不安を来しているところであります。

昨年7月30日の市政懇談会の回答においては、笠間市では、人口減少は合併時と比べ2,400人以上、一番減少の激しい地域が旧笠間地区である。友部地区はほぼ横ばい、岩間地区が緩やかな減少、出生数は約600人、死亡者数は約900人、そして、高校卒業から二十五、六歳の若い世代が市外に流出しています、との回答がございました。状況は、農業山間地域にかかわらず市街地も同様であると考えられます。人口減少は、特に行政サービスの負担を強いて、効率的な運営を迫られる。教育、学校、幼稚園、子ども会活動など、行政サービスについても見直しが必要となっている。水戸市内内原地区など、隣接地域との小高い山を隔てた地勢的問題による若者の流出が危惧される部分がございます。

また、グリーンツーリズム事業と新居住者対策、新規就農者や遊休農地問題への取り組みをする中で、地域の優位性と地域の自信を共有することが地域の自信につながり、行政への信頼が高まると考え、以下、伺いたいと思います。

1点目として、笠間市の池野辺・大橋・飯田・福田地区周辺の生活の動向は、内原商業施設や道路整備も進む中で、新たに展開される隣接水戸市市街地にかかる生活、それに対する動向が変化してきているか。生活の動向については、岩間周辺、福原本戸地区では変化がないのか。以前に、市民生活の動態動向調査がされております。現在、どのように行政は受けとめているのかということについてお伺いいたしたいと思います。地域間競争の中、人口流出について、どのように受けとめているのか、お伺いいたします。

次に、池野辺、大橋、福田、飯田、石寺などに、地勢的地域ニーズを行政はくみ上げるさらなる努力が必要と考え、農村地域振興についてどのようにお考えか、お伺いいたしたいと思います。

4点目といたしまして、水戸市に隣接している農村山間地域で、子育てに安心して暮らせる地域を考える定住化対策は、子育て環境と一体と言えるものですが、少子化の中で、学校、幼稚園、幼保連携認定こども園の問題、子ども会運営の問題など、今後、顕在化してくることが多くの問題がはらんでいると考えております。

そこで、若い人には、隣接水戸市での子育て環境など大いに気になる場所であると考えますが、住んでいる地域のよいところ、よいところ探しによって、自然に恵まれた農村、山間地域の優位性を認識・確認し合うことにより、地域に生きることの自信と生活へのや

りがいを見出すことができるようになるのではないか。そのために地域に行政が入り、支え、育てる作業を必要としているのではないかと思います。

地域での安心の暮らしは、健康であること、安心安全の防災、生活環境の安心、地域の活性化であると思いますが、環境基本計画、笠間市後期総合基本計画による農山村振興のグリーンツーリズム、自然景観に恵まれた朝房山、飯田、石寺周辺の自然景観など、飯田川や涸沼川など、河川環境調査探索会や自然観察会など、地域の自然を生かした環境保全活動を生かした交流、自然講座活動など、笠間市民とほかの地域からの参加者を交えた交流活動を進める地域交流人口の拡大により、地域優位性を確認する活動をすべきと考えます。

また、農林業などの地域農業が抱える問題を解消すべく、農業公社などの、今回の定例会の市長の施政方針の内容を進めることにより、高齢化した農家世帯の援農事業や隣接水戸、城里などの観光農業など、地域間競争に負けない支援をすることが求められていると考えますが、そのような点についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 6 番鹿志村議員の質問にお答えいたします。

市内において、事業者、団体、行政等の小水力発電についての関心や取り組み状況についてのご質問ですが、小水力発電については、関心もある団体もございますが、現在、具体的な取り組みを行っている市内事業者、団体はございません。

次に、行政としての取り組み状況ですが、市では、新エネルギー施策の検討を目的に、平成21、22年度に小水力電力の適地調査を行っておりますが、この調査は、市内の河川や用水路を利用したもので、その結果、水路等の水量や費用対効果の問題から、調査年度の段階では具体化することは難しいといたしております。

次に、小水力発電の啓発活動により意識を高め、市民、事業者、行政が河川や用水を利用したモデル事業を推進することで、地域での実用化と自然エネルギーについて関心が高まると考えるが、いかがか。また、笠間・友部・岩間地区3地区での実証モデルの設置を考えてはいかがかということでございますが、市におきましては、さきに答弁いたしましたとおり、適地調査の結果、具体化は難しいと判断しております。

しかしながら、議員のご指摘のように、福島原発事故以降のエネルギーに対する関心の高まりと、システムの技術開発の進歩など状況が変化しております。また、一方で、小水力発電については、活用方法や発電規模、費用対効果など多くの課題もございます。これらを総合的に勘案して、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 6番鹿志村議員のご質問にお答え申し上げます。

笠間市の定住化対策について、市民生活の動態動向調査についてでございますが、市として市民生活の動態動向調査を行っていないことから、住民基本台帳の地区別人口にて合併当初から現在までの人口推移について回答させていただきます。

初めに、地区別では、笠間地区が約9%減、友部地区が約1%増、岩間地区が約5%減となっております。ご質問の旧大池田地区では約9%の減となっております。

また、買い物行動など生活行動につきましては、2010年度に常陽地域研究センターが行った調査におきまして、1年以内に買い物に行った場所の調査結果では、市民の73%の方が水戸市で買い物をしたという結果が出ております。

次に、近接市街地への人口流出についてであります。平成24年4月から本年2月までの人口流出は、水戸市に392人で転出者の約21%、次いで、石岡市に94人で約5%であり、買い物行動と同様に圧倒的に水戸市への転出が多い状況にあります。

年代別に見ますと、20代から30代の若い年代が約60%を占めており、飲食店やレジャー施設など商業施設が利用しやすい地域に転出している傾向が読み取れます。

また、参考までに、笠間市へ流入状況でございますが、水戸市から370人、次に、石岡市から82人です。

笠間市においては、食料品や生活用品を購入するには困らない商業施設や、県立中央病院など医療施設など充実し、安心して住みやすい環境であることを若い年代に伝えられるよう、情報発信など施策の検討が必要であります。

次に、池野辺地域などに地勢的ニーズをくみ上げ、さらなる努力が必要と考える農村地域振興支援の状況について、次いで、水戸市隣接の農山村山間地域で、地域の魅力、特性を生かした取り組みなど、地域に入り込み交流の展開をすべきとありますが、当該地域は県と水戸市と隣接し、大型ショッピングセンターから近距離という位置にあります。その地理的優位性を生かすため、市道友部池辺線や市道大淵飯田線など、各地域と市街地を結ぶ幹線道路の整備を行うなど、地域の利便性の向上を図っているところでございます。

また、本市固有の自然豊かな空間を有しており、これらが当該地域の魅力を高める資源の一つであり、これらを活用した取り組みを実施しようと、池野辺、大橋岡ノ宿、羽衣、飯田地域で、平成24年度から5年間を目途に、農地・水・農村環境保全向上対策事業を導入したところでありまして、これらを契機に本地域の魅力向上に取り組むところであります。

なお、自然空間を活用し、都市との交流を図っている事例としましては、「岩間上郷地域ホテル増やそうかい」などの取り組み例がございますが、これらの成功事例に共通しているのは、地域が主体となり、地域をよくしようとする熱意と地域の特徴を生かすアイデア

を十分に話し合っ実践しているところであります。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） 1回目の質問に答弁をいただいたわけですがけれども、小水力発電についてなんですけれども、小水力発電の実証実験のような実証展示ができる、そういう地域を考えてみてはということで、1回目の質問は、最終的にそういう問題を提起したわけでございますけれども。小水力発電につきましては、実用化には、自治体、事業者において本格的に売電事業に取り組むような大規模な場合、また、小規模にやる場合にしても、地元水利組合や土地改良関係利用権のことも関係するということがございます。かなりの金額と安定した水量の自然条件が求められ、笠間地域でそれなりの規模の達成には難しさがあるとも考えられます。

そういう中で、小水力発電を考えた場合、先進事例を調べると、岐阜県白鳥町で街路灯をつける程度、もしくは有害鳥獣防護さく等の数ワットのもの、また、別に1軒の家、または公共施設の電気くみ上げ用井戸ポンプや揚水施設の街灯をとともす数百ワット規模のもの、また、大規模な本格的に売電に取り組む数十キロワット、百キロワットの規模のものがございます。

そのような中で、小水力発電を考えたときには、費用対効果が非常に問題だというお話がございましたけれども、費用対効果ということを見ると、なかなか小水力発電について、大規模、中規模のものは、立地条件とか、設置条件が、工事要件が厳しいものになっているというような認識が私もございます。

現在、小水力発電の発電機も小型で持ち運びできるものも考案、実証実験等、実用化が進められ、地域のポンプ小屋の電気などにも有効活用できるものも出てきております。環境負荷のかからない小水力発電に関心を持ち、実証展示の意味でも行政が取り組むことができることはやるべきだと思い、小水力発電は、近ごろでは自宅敷地内を流れる用水、また、用水から小さな川に流れ落ちるところ、平たんであっても条件に合った規模の小さい小水力発電機も考案されております。

先日、友人がうちへ来まして、そして、この前、有害鳥獣イノシシ用防護柵の、電池式の防護柵を設置したんだけど、大体、電池が5年すると交換するんだけど、設置費用込みで大体10万円ですんだという話をされました。しかしですね、電池式で10万円、そのほかにも、私は、インターネットでちょっと調べたんですけども、電池式のほかに、高知県の高岡郡日高村というところで、電気防護柵というものは、大体500メートルの配線一式で12万円というような規模のものを補助金を出して対応しているということ載っておりました。そうすると、大体、12万円とか10万円が電池式の電気防護柵、これは太陽電池でありますけれども、そのくらいの費用かなというようなことで考えましたんですけども。

これは最新のNPOの「地球の未来」という、これは実際に実証実験をしているチラシ

なんですけれども、2011年1月から3月まで、「ピコピカ」という名前で、NPO法人「地球の未来」というところが販売して、実際に、岐阜県の恵那市内で実証実験を、展示をしたわけでございます。

これはどういうものかといいますと、基本的に、小水力発電というのは、皆さん一般的に考えると、ある程度の水量があつてということですけども、これは本当に設置可能場所は、幅30センチ以上のU字溝、流量10リットルパー秒以上、落差の必要はありません。そして、発電機は低落差、小水量で効率よく発電できるものを使用しているというふうに書いてあります。発電量は3から10ワット、そして、落差は10センチ、流勢は10リットル秒というふうに表示されております。

使用方法としては、緊急用エネルギー補給、緊急時のエネルギー補給として、災害時などエネルギー供給がストップした場合でも、わずかな水量があれば発電することが可能です。小中学校などの広域避難場所に、小中学生が製作したこの製品を設備することで、緊急時に役立てることができると書いてあります。また、獣害防止用電気さく、街灯などにも使える、というふうに書いております。このような技術革新の中での、NPO法人が商品の提供をしている、そういうものが近ごろはどんどん技術革新の中に出てきているのではないかと思います。

小水力発電というものが、土地利用の中でいろいろ考えられる、そういうことではなくて、もっと身近な生活の中で小水力発電というものが使って、その設備に対する山間地の中でも設備の費用がかからないということについては、皆さん、ご理解いただきたいと思うんですね。

それと、あと一つ、資料を私ちょっと調べましたんですけども、戦前からマイクロ小水力発電というものは行われておまして、資料では、落差がなくてもある一定の水量があれば発電することができますということが書いてあるもので、砺波平野では、戦前に8,000基以上普及し、動力として利用されていたという実績がありますというような、そういう砺波平野を中心に1万基以上のらせん型の小水力発電というものが使われていたと。そういうものを考えますと、私たちのこの地域の中で、小水力発電を実証展示することができないということはないと思うんです。ですから、友部、笠間、岩間において、しっかりと検証と研究をした上で、行政は、エネルギーの持続可能な地域社会をつくっていくということで、そういう科学的な芽をつくりながら地域にこういうものを設置して、皆さんに知ってもらい、そして、自分のところの生活をどういうふうにつくっていくかということを考えてもらうためにも3地域でモデル展示をする必要があると思います。

ちょっと話し方が私、上手ではなかったんですけども、そういうことで、小水力発電についてはいかがお考えか、検討して、よく調査研究することについて、そして、小水力発電の市民への啓発、行政としての責務を、環境基本計画の中で述べておられることを実際に進めてもらいたいということについて、ご返答をお願いします。

あと、2問目の定住化対策についてですけれども、本当に、答弁にございましたけれども、若い人がほかの地域に移っていったという、そういうデータのなものも示されました。そういう中で、今後、幹線道路の整備、そういうもので居住条件をよくしていくというような返答がありました。また、岩間上郷地区での地域の熱意によって、地域おこしをすることによって、地域の活性化が図られるのではないかとというようなことも答弁の中にありました。

そのような中で、私は、笠間市の後期総合基本計画、それを見ますと、私も質問の中で地域的優位性、それをしっかりと行政も市民も自覚して、それをみんなの財産として共有していくことが一番の定住化対策だと私は考えるわけでございます。

そういう中で、データの的には、後期基本計画の中で、美しい景観と保全整備の実感度調査は良好に保たれていると感じている市民というのは、何%いると思いますか。これ、データでちゃんと総合基本計画に書いてあります。69.7%、7割の人が美しい景観と保全整備の、この地域はいいところだということを認めているんです。それをもっと私たちは自信を持ってこの地域に住んでいこうではありませんか。笠間市のそういう地域の優位性というものをしっかりと行政が市民に知らせるべきであり、市民もそれを自覚してもっと有意義に働く必要があると思います。

あとですね、総合基本計画の中でのデータからいきますと、自然と共生した活力ある農林業の振興が行われていると感じている市民は28.12%、グリーンツーリズム、都市と農村交流が図られていると考えている市民23.12%、そして、広域行政において市民サービスの地域活性化、業務効率化につながる隣接市町村との広域連携を推進すべき、そして、他市町村との広域連携、交流が行われていると感じている市民は39.41%でございます。そういうことであります。

そういう中で、特に今回私がご質問いたした中の地域として、大池田地区ということで9%の人口の減少というものがあるというような説明がございました。そういう中で、しっかりと、私たちはどういうことをしていかなければならないのかということ、後期総合計画では、土地利用、都市基盤にうたわれている広域交流拠点、特性を生かした景観形成による笠間をふるさととする方が誇りに思える土地利用を進める、観光、農林業、広域行政についてや、産業編での地域ブランド向上及び活用、自然と共生による農林業の展開、都市と農村交流の推進を市民と協働で進めるための市民活動への市民の活動機会の拡充を進め、さらに、市民活動団体やNPO法人の育成につなげ、地域づくりを進めることがうたわれております。地域で活動する市民活動団体の育成支援、NPOなど、情報交換支援などが重要となってくると思います。25年度、地域コミュニティーセンターの建設、そして駅周辺市街地整備計画も示されております。

今後、市民活動の拠点が明確に示されたことは意義あることだと私は評価いたします。農村山間地における少子化対策、定住化対策に他市町村の市民活動団体、NPOとの交流

体験活動、スポーツ振興団体、スポーツクラブなど、スポーツ交流を活発に展開し、地域での展開を図る健康都市かさま宣言において、笠間の自然景観の優位性を、市民と他地域の居住者で共有できることを、農業、里山地域の自然を支援していくことという中で実現していく、これが一番重要なことと考えます。

そして、観光というものの考え方というものを考えたときに、これは質問とちょっと離れますけれども。観光は単にその地域の名所や風景を見ることだけではなく、その地域に住む人々が生き生きと暮らし、その地域に誇りを持ち、地域が光を示すことであるとなっております。そのようなことから、他地域とのいろいろなNPO、市民活動の交流ということについて、流入人口といいますか、交流人口の拡充、そういうことを考えたときに、NPOとか市民活動団体の交流をこの地域で深めるような施策を展開していただきたいと考えます。

そのような点について、2回目の質問をしたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鹿志村議員再度のご質問にお答えいたします。

基本的には、先ほど1回目で答弁したように、特に大震災後、エネルギーの需要、また、技術革新は認めるところでございますが、鹿志村議員は、モデルだけでもという話もあつたんですが、我々はやはり総合的に費用対効果等も勘案しなければなりませんので、改めて総合的に勘案して検討してまいるとお答えします。

また、鹿志村議員の本当の意図するところは、エネルギー持続可能な社会づくりだということでございますので、市でも太陽光発電設置を含めて、エネルギー持続可能な社会づくりには努めておりますので、その点もあわせてご理解を願いたいと思います。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

農村地域との交流を高めるために、当該地域の自然や文化など魅力があること、当該地域の受け入れ体制ができていることが重要な課題であると考えております。

そこで、先ほども答弁申し上げましたけれども、今年度から、農地・水保全の取り組みを行ってまいります。どのような交流が展開していくことができるのか、地域の中で十分に話し合いをしていただき、体制づくりをすることが重要ではないかと考えております。行政としましては、それらの取り組みを支援をしてまいりたいと考えております。

また、NPO団体等がもし組織され、活動するということがあります場合は、内容によっては、それらの取り組みについて支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君。

○6番（鹿志村清一君） ただいま2回目の質問の答弁をいただきました。

私は、小水力発電につきましては、巷間よく言われております小水力発電環境基本計画

にも触れられております。そういうものの中で、基本的には、費用対効果という、そういう採算性よりは、地域の環境教育、そして、これインターネットで調べれば載っておりますけれども、普及啓発、そして、何よりも大事なものは、岩間で百姓塾の皆さんが一生懸命水車を回して、一生懸命これから何とかしようということやっておられます。はっきり言いまして、あそこに水車小屋があつて、何かつくつてと、そういうことになりますと、地域活性化ということで、いろいろな人が、笠間に来た人がそういうところもあるのかと、行って見ようとか、そういうようなことで、小水力のそういう実証の展示とかしてあれば、例えば、南指原のほたるの里ございますよね、そっちへ行って見てみようといえ、そこへ人が入って来るわけです。そういうのが少なくとも、自治体においては、地域の活性化にもなりますし、そういう実証展示が県内でもされているところがそんなにないと思うので、それを見ようということに来る方がいれば、地域の活性化につながるということだと思ふんです。そういうことを考えて、これはたった一つの実例ですけれども、こういうピコピカという、NPO法人ですから、そういうふうなものが提案されている。そのほかにもいろいろこれから提案されてくると思うので、これは無理な話ではない。これ1基当たり82,500円プラス消費税ですか、だから、そういう点で考えても、皆さん、しっかり地域の小水力という環境基本計画もあるんですから、何とかしようというような気持ちになればできる話なんです。ということで、しっかり考えていただきたいということ。

あとですね、定住化対策については、施政方針の中でしっかりと市長が述べておる内容、電動自転車導入によるかさまでエコデート事業、市内の回遊目的やそのほか農業法人、農業公社や農作業の受託事業を目的とした活動など、これをしっかりとやっていただけるということで、やっていく中で地域の優位性というものを体現できるような形で、行政は市民にさらなる啓発活動と対話をしていただきたいと思つて、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（小藺江一三君） 答弁はどうしますか。

○6番（鹿志村清一君） 答弁は、では、今の質問の内容、小水力発電について検討をする余地があるのかどうかということ。

○議長（小藺江一三君） 再度確認だそうです。

小坂 浩君。

○市民生活部長（小坂 浩君） 鹿志村議員、再々度の質問なんです、同じ答えなんです、総合的に勘案して検討してまいります。

以上です。

○6番（鹿志村清一君） 以上で質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 鹿志村清一君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時15分より再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時17分再開

○議長（小藪江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

所用のため、9番藤枝 浩君、17番上野 登君が退席しております。

次に、20番大関久義君の発言を許可いたします。

〔20番 大関久義君登壇〕

○20番（大関久義君） 20番大関久義です。

さきに通告いたしました生活保護制度についてお伺いいたします。また、民生委員、児童委員についてあわせてお尋ねいたしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

生活保護制度とは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなったり、年をとり、収入が少なくなったりなど、いろいろな事情で生活費や医療費の支払いに困ったときなど、また、自分たちの能力や資産など活用し、精いっぱい努力しても、なお生活ができない場合に、国が一定の基準に従って、最低生活に不足する分について、お金を支給したり、医療や介護を受けられるようにするとともに、一日も早く自分の力で生活をしていけるように手助けをするための制度であるとのことであります。

この生活保護制度は、8種類の扶助と臨時的な扶助制度があり、その定めるところに沿って運用支給がなされているようではありますが、それらについて、以下何点かお伺いをいたします。

この生活保護制度とは、基本的には生活自立のための支援制度であると伺っております。運用に当たっては、地域の民生委員、児童委員さんが相談に乗ったり、お手伝いをされたりと、大変ご苦勞をされているとお話も聞いております。民生委員、福祉事務所とそれぞれの関連についてもあわせてお伺いしたいと思っております。

まず、第1番目に、生活保護を受けるまでの経緯についてお伺いいたします。経緯については、相談から申請、調査、決定、通知までありますが、相談を受ける前の実態についての調査もあると思われまますので、含めて、それらの経緯がどのような形で、どのように実施されているのかをお伺いいたします。

また、どのような方が対象になるのか、最低生活費とは、保護基準とは、どのように示されているのか。また、先ほど、生活保護制度については若干申し上げましたが、具体的にはどのようなときに受けられるのか、対象になるのかをお伺いいたします。

聞くとところによりますと、保有する預貯金があってはならない、自動車の保有は認められない、処分してください。また、貴金属、有価証券も処分してください、親、子ども、兄弟姉妹などの扶養義務のある方から援助を受けてください。不動産の山林原野の保有はできないので処分してください等々の縛りがあるようでございますが、それらが現実にもどようになって実施されているのかをお伺いしたいと思っております。

さらに、生活保護制度の目的は、自立支援であると伺っておりますが、どこまでが自立支援になるのか、具体的にお示しをいただき、この制度について、その経緯と目的につい

て、まずお伺いをいたします。

2番目に、生活保護の種類についてお伺いをいたします。生活保護制度には8種類の扶助があり、国の定めている基準によって支給なされているようではありますが、その種類について、また、臨時的な一時扶助についてお伺いをいたします。

生活保護は、原則として一緒に生活をしている家族すべてを一つの世帯として、世帯ごとに適用としておりますが、いろいろなケースがあると考えられます。収入が全くない場合、幾らか収入がある場合、収入は幾らかあるが、医療費の支払いができない場合など、不足する分を保護費として支給がなされていると思われれます。それらの状況について、現在の笠間市内での現状についてお伺いをいたします。市全体と各地域ごとに世帯数と人数をお聞きいたします。

笠間市での生活保護費は、平成24年度では、当初予算11億69万円、平成25年度予算では11億5,480万円となっております。昨年度より5,411万円もふえておりますので、状況について教えていただきたいと思っております。

3番目に、民生委員の役割についてお伺いをいたします。生活に困って、生活保護のことをお聞きになりたい方は、地域の民生委員、福祉事務所に相談してくださいと保護を受けるまでの手続等に示されております。笠間市での申請の手続は、現在どのように行われているのか教えていただきたいと思っております。地域の民生委員に、まず相談をいたし、その世帯の状況等を調査して、福祉事務所と協議、審査をしているものなのか、市役所の窓口のみで調査、審査の上、決定をされているものなのか、お伺いをいたします。

また、地域の民生委員、児童委員は、各地区に何人おられるのか、その役割についてもお伺いをいたします。民生委員の職務の内容について、福祉事務所との業務についてはどのような役割を担っているのか、重ねてお尋ねいたします。それら生活保護者との関連について、市役所、福祉事務所とのパイプと役割について、民生委員の立場としてのかかわりをお伺いをいたします。

4番目に、生活保護制度の現状についてと今後についてお伺いをいたします。生活保護受給者は約200万人に達し、過去最高であった昭和26年度に迫る水準である。特に平成20年の世界金融危機以降、受給者数等は急増しているとのことであるが、笠間市の現状はどのようなになっているのか。10年前と比較して、被保護世帯総数の推移はどうなっているのか、お伺いをいたします。また、高齢者世帯、母子世帯、疾病・障害者世帯、その他の世帯についてもあわせてお尋ねいたします。

国全体では、特にその他の世帯、稼働年齢層と考えられる世帯の割合が10年前に比べると2倍になっております。笠間市においてはどのようなになっているのか、あわせてお伺いをいたします。構成の比率も同時に教えていただきたいと思っております。さらに、笠間市の今後についてもお尋ねいたします。

5番目として、就学補助の要保護・準要保護児童扶助についてお伺いをいたします。就学

援助制度については、学校教育法で、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない、同法第19条とされており、また、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者は、就学援助の対象者となっておりますが、それらの具体的なものを要保護者、準要保護者の双方についてお聞きしたいと思います。また、その申請について、通常認定までの流れについてお伺いいたします。その申請時の民生委員、児童委員の役割は、そのときどのようなになっているのか、お伺いいたします。

以上、第1回目の質問をいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 20番大関議員のご質問にお答えをいたします。

生活保護制度は、憲法25条に規定する生存権の理念に基づきまして、生活に困窮する方に対して、その程度に応じて必要な保護を行うもので、世帯の最低限度の生活の保障と自立の助長を目的としている制度であります。

まず、生活保護を受けるまでの経緯ですが、疾病や高齢による収入の減少など、さまざまな理由で生活に困窮されている方からの相談に対し、他の支援制度や親族の援助、資産や病状、稼働能力などの調査を行い、保護の要否を決定しております。

生活保護が必要であると判断された場合でも、受給者は、各自の能力に応じて最善の努力をすることや、その資産及び能力等の活用、扶養義務者の扶養及び他の法律による支援については、すべて生活保護に優先して行わなければならないとされていることから、扶養義務者への調査等も実施しております。

なお、自動車や不動産など、処分に時間を要する資産については、保護を決定した後に処分指導を行っているところであります。

また、保護の基準額は、法により六つの級地に区分され、対象者の年齢や世帯員数等により項目別に金額が定められており、それらを合計したものが世帯の最低生活費ということになります。

さらに、生活保護を受給している世帯は、さまざまな課題や問題点を抱えている場合がありますが、就労により収入を得ることで自立が可能であれば、就労支援に重点を置いた指導を行います。また、障害者や高齢者の世帯など、就労による経済的な自立が困難であっても、住みなれた地域の中での生活が維持できるよう、見守り支援が必要となります。

次に、生活保護の種類についてでございますが、衣食その他日常生活に必要な生活扶助を初めとして、住宅、医療、介護、教育、生業、出産、葬祭等、支出する内容により8種類の扶助に区分されております。また、一時扶助は、世帯員の就学や死亡など、臨時的な生活状況の変化によりまして給付する扶助であり、世帯の収入の状況などを確認した上で

随時支給決定しております。

また、本年1月の地区別の受給者状況につきましては、笠間地区が173世帯221人、友部地区が220世帯280人、岩間地区が111世帯157人となっております。総数504世帯のうち、就労や年金、手当などを含めた収入が全くない世帯が266世帯あり、全体の約53%を占めております。また、658名の受給者のうち、84%に当たる557名が医療扶助の適用を受けている状況であります。

次に、民生委員の役割についてでございますけれども、笠間市の民生委員、児童委員は主任児童委員を含めまして、笠間地区で60名、友部地区で59名、岩間地区で32名、合計151名でございます。各委員は、それぞれ担当地区を持ち、地区の相談相手として福祉の向上のために活動されておるところでございます。その主な役割としましては、信頼関係を基本として、住民の立場に立った相談、助言等の援助、福祉サービスの情報提供、福祉関係機関・団体との連携、協働などが挙げられます。福祉事務所は、社会福祉法により、市において設置しなければならないとされており、生活保護に関する事務については、福祉事務所で処理することとされております。

生活保護の相談や申請につきましては、地域の民生委員を介して来る方と、直接窓口に来る方がおります。長年地域において生活されている方が生活困窮に陥った場合などは、地域の民生委員が相談当初からかわりを持ち、支援されていることが多く、直接窓口に来られる方は、地域との関係性が希薄である方が多く見受けられ、以前に比べ、相談者の意識にも変化が見られることから、直接相談がふえております。こうした状況の中、保護の申請や調査時においては、対象世帯に関する情報の共有等について留意しながら、民生委員の方々と取り組みを実施しております。

次に、生活保護制度の現状と今後についてでございますけれども、10年前ということでご質問をいただいているんですが、10年前、合併以前の町村については、県の方の事務ということになっておりますので、合併直後からの数字としての比較で申し上げたいと思います。

受給世帯数と受給者数については、合併直後の平成18年4月と直近の25年1月の数値を比較いたしますと、世帯数が402世帯から504世帯に、受給者数が539名から658名と、それぞれ増加をしております。同様に、世帯累計型の割合を見ますと、高齢者世帯が39%から44%、傷病・障害者世帯が46%から39%、母子世帯が同数で4%、その他世帯が11%から13%となっております。

今後、笠間市といたしましては、現在、国において議論されている制度のあり方や、保護基準等の見直しについての趣旨をとらえ、増加する世帯に対する公平公正な対応と、就労支援事業を主とした自立可能な世帯に対する重点的な支援など、生活保護制度の適正実施に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 教育次長埜 栄君。

〔教育次長埜 栄君登壇〕

○教育次長（埜 栄君） 私の方から、就学補助の要保護・準要保護児童扶助等についてご説明をいたします。

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の就学援助の対象は、生活保護給付の中で、教育扶助あるいは生活扶助の手当のない修学旅行費を就学援助として支給しております。この要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた準要保護者は、学用品費、体育実技用具費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、給食費等でございます。

また、準要保護者は、市民税の非課税または減免を受けた方や、児童扶養手当を受けている方などのほかに、経済的に困窮し、学用品費や給食費等の負担が困難な方が対象となっております。この場合の認定基準でございますが、自治体によりそれぞれまちまちではございますけれども、本市では、生計を一つにする家族全員の所得が生活保護基準額の1.3倍以内の方を認定しているところでございます。

認定に際しまして、従前は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律施行令により、認定を行うために必要があるときは、民生委員に対して助言を求めることができるとされていたことから、地域の実情をよくご承知の民生委員さんのご協力により、そのご意見を判断材料としてきた経緯がございます。

この施行令が、平成17年4月1日改定されまして、民生委員さんの関与に関する条文が削除されたこと、さらに、申請世帯の暮らしぶりは深く個人のプライバシーにかかわることであるので、現在は、客観的に、所得課税証明書や源泉徴収票などの申請書類を吟味した上で判断しているところでございます。

今後とも、就学援助の認定を新たにする上では、生活の実態がよく把握できない場合などにおいては、引き続き民生委員さんのご協力をいただく場合もあろうと存じているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 再質問をいたします。

生活保護制度について、生活保護を受けるまでの経緯から民生委員の役割までお聞きいたしました。まず、生活保護の種類について、8種類があり、住宅、医療、介護、教育、生業、出産、葬祭であるとか、申請者相談に対して事前の調査を行い、生活保護が必要と判断された場合でも、扶養義務の調査を行わなければならないなどございましたが、多岐にわたっての生活保護の問題であります。

インターネットで検索してみたところ、生活保護の原則として何点か示されておりました。無差別平等の原則として、生活保護は、生活保護法第4条に定める補足要件を満たす限り、すべての国民に無差別平等に適用される。生活困窮に陥った理由や過去の生活歴は問わない。この原則は法のもとの平等、憲法第14条によるものである。補足性の原則とし

て、生活保護は、資産、預貯金、生命保険、不動産等、稼働能力等や他の法律による援助や扶助など、その他あらゆるものを生活に活用してもなお、最低生活の維持が不可能な者に対して適用される。そのほか、申請保護の原則とか、世帯単位の原則などがあるようであり、見ただけでは一般的に理解するのは大変であると思われます。ですから、民生委員の方が身近に必要なになってくるのであると思うのであります。

合併前の岩間地区と友部地区は、すべての申請は、民生委員さんを通して申請等を行っていたと思います。地域の状況を一番よくわかっているのが民生委員、児童委員であると思います。しかし、合併後は、市役所で直接受け付けをされているので、民生委員さんから、自分たちの地域内での生活保護者もわからないとの話も聞いております。生活保護を担当するケースワーカーがいるので、市役所の窓口で直接相談でもよいとは思いますが、何かあればすぐ役所側から民生委員とか区長に問い合わせや依頼等の連絡が来ます。したがって、情報は地域と共有すべきであると思われます。これは生活保護ばかりでなく、防災活動にしても、見守りでも、地域の民生委員と行政側は密になっていなければ、つながっていかねばならないわけであります。

今、全国では、不正受給の問題が数多く報道されておりますが、このようなことも、地域の民生委員が市役所と情報を共有していればすぐわかることで、不正受給など防げることではないのでしょうか。

笠間市の民生委員さん、151名の方がおられるとのことでありますが、行政側では、地域の民生委員の方たちとは、どのようにして情報をとり合っているのか、もう一度お聞きいたします。

福祉事務所は、社会福祉法により市において設置しなければならないとのことでありますが、その福祉事務所は、笠間市のどこにあるのか、わからない方もおります。合併によって違いが出てきております。市民に周知をしていただきたいと思います。

生活保護制度の現状については、先ほど10年と言いまましたが、合併からということでありますので、合併から7年での受給世帯数と受給数では、世帯数が402世帯から504世帯となり、102世帯がふえており、受給者数では539名から658名になり、119名がふえたということでありまました。504世帯となったとのことでありますが、地域ごとではどのようなになっているのか、また、生活保護受給者の就労支援事業について、笠間市ではどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

生活保護受給者の中で、医療扶助の適用が多いようでありますが、医療扶助の適正化については、どのような取り組みを実施されているのか、レセプト点検の強化等あると思われますが、お伺いいたします。

保護率についてちょっとお伺いします。保護率では、茨城県の平均で5.9%と聞いておりますが、笠間市ではどの程度になっているのか。また、茨城県内32ある市の中での位置はどのようなところにあるのか、低いのか、高い方なのか、お伺いいたします。また、保護

率の最高は水戸市であると聞いておりますが、笠間市の状況を教えていただきたいと思っております。

さらに、不正受給の状況についてであります。不正受給は、毎年増加の傾向であると伺っております。増加している中で、6割は、稼働収入の無申告や、過少申告であると言われております。笠間市での取り組みについてお聞きいたします。

また、笠間市での支援策として特に力を入れて取り組んでいることがあるのか、お伺いいたします。

続きまして、就学補助の要保護・準要保護について、お伺いいたします。就学援助の対象者について、予算書を見てみますと、平成24年度で、小学校で2,916万円、内訳は、医療扶助で25万円、要保護・準要保護、学用品で810万円、給食費で1,984万円、特別支援教育就学奨励費で96万円、平成25年度の小学校で2,940万円、内訳は、医療扶助25万円、準要保護・要保護、学用品と給食費では同じく810万円と、給食で1,984万円、特別支援教育就学奨励費で120万円となっております、24万円の増となっております。

中学校では、平成24年度で2,931万円、内訳は、医療扶助20万円、要保護・準要保護、学用品で1,532万円、給食費で1,287万円、特別支援教育就学奨励費で91万円、平成25年度では、2,959万円、内訳は、医療扶助20万円と同じ、要保護・準要保護、学用品で1,532万円と給食費で1,287万円と同じであります。特別支援教育就学奨励費で65万円となっており、小学校と同じように28万円増となっております。

24年度も25年度も、小中学校とも対象者はどうなっているのかと聞いたところ、対象者数は同じであります。小学校で440名を対象、中学校で260名を対象ということになります。補助対象品目は、先ほど次長が答弁で言うておりましたが、学用品費、体育実技用具費、新入学学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費の12品目ではありますが、予算の中で示されている学用品とはどこまでを指しているのか。特別支援教育奨励費は何なのか、お伺いいたします。24年度と25年度の対象者数が同じなのに、予算が増加している原因は何なのか、お伺いいたします。

小学校の扶助費、25年度で2,940万円であります。対象者児童は440名であります。1人当たりで約6万6,800円の扶助費となり、中学校の扶助費、25年度で2,959万円あります。対象者生徒は260名あります。1人当たりで約11万3,800円の扶助費となっております。笠間市内の小学校は14校あります。児童数は4,151人あります。中学校は7校あります。生徒数は2,099人あります。昨日も、横倉議員の質問で、要保護・準要保護についてありましたが、就学援助対象者の要保護・準要保護合わせて679名いるとの答弁がございました。小学校、中学校の生徒数は合計で6,250人おりますので、受給者数は約11%となっております。10人に1人は就学援助を受けているということになります。実に驚きであります。この件について、教育次長はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、準要保護者に対する費用は、市単独で実施されているとのことですが、どのくらいかかっているのか、お伺いいたします。準要保護者については、教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているものと認める者、例として、生活保護が停止または廃止された世帯、市民税が非課税または減免された世帯、国民年金保険料が減免された世帯等々あり、最後に、その他の経済的理由により援助が必要と認められる世帯、これは教育長が認める者とされておりますが、対象者はおられるのか、含めてお伺いいたします。

また、先ほど教育次長の答弁では、民生委員が、平成17年4月1日改正されるまでかわってはいたんですけれども、今はそのような状態でないと答弁がありました。通常の見定の流れという形の読ませさせていただきたいと思います。

4月、教育委員会から学校へ依頼する。学校から保護者へ通知。保護者は、学校へ申請。学校は教育委員会へ提出。教育委員会は、審査、決定し、学校へ通知。学校は、保護者へ通知というような流れになっている。この中に、民生委員が関与する、あるいはそういう項目は入っておりません。これは先ほど言った平成17年4月1日に改正されたということが原因であろうと思われます。

しかし、地域の中で、あの世帯が給食費ただなんですかと思われるような事例があるように聞いたこともあります。それはやはり精査をしていかなければならない問題があるのではないかと思います。それらについて、含めてお伺いし、以上、2回目の質問いたします。

○議長（小藺江一三君） お諮りいたします。

会議を続けますか、それとも休憩をとりますか。

〔「続ける」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） 続ける。

では、会議を続けます。福祉部長。

○福祉部長（小松崎栄一君） 大関議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。まず、1回目の質問の中で、25年度予算の増額のご質問をいただきました。ことしは4.9%の増額を見込んでおりますが、この原因につきましては、合併時からの決算状況等を勘案しまして、それをベースに伸び率を推計して計上したというところでございます。

次に、民生委員との情報の共有の方法ということですが、生活保護制度は、基準の設定が大変詳細でありまして、多方面にわたる各種調査、それから法定期限内に実施する必要があるなど、ケースワーカーにも幅広い知識、経験が要求される制度であります。地域の支援者としての役割を担っている民生委員の方々においても、制度の概要を理解していただくことは大変重要であるというふうに考えております。

毎月地区ごとに民生委員の定例の協議会が実施されているわけですが、そういうところに担当職員を派遣しまして、制度の説明や意見交換を実施しているところでございます。

あわせて、開始、移動、廃止等についても、その連絡票をその例月の定例会に配付をいたしているところでございます。

それから、保護の調査を開始をする時点においては、これまでの生活の様子等について、担当地区の委員の方々に情報提供をお願いし、また、ケースワーカーが保護開始後も保護者を訪問した際には、民生委員宅にお伺いするとかして、状況報告を行いながら情報共有に努めているというところでございます。

次に、合併以降の地区ごとの増加率ということでございますけれども、合併以降の受給者世帯の増加数を地区別に見ますと、笠間地区が39世帯、友部地区が26世帯、岩間地区37世帯の増加となっております。

次に、受給者に対する就労支援についてご質問をいただきましたけれども、笠間市では就労支援相談員を、昨年度から1名臨時で配置をいたしまして、担当ケースワーカーと連携をしながら稼働年齢層で就労意欲の高い方を対象として選定しまして、それまでの職歴、それから、本人のスキルに合わせた求人情報の収集やハローワークへの同行など、重点的かつ継続的な支援を行っております。23年度9月から取り組みを開始しておりますけれども、延べで47人を対象としまして、うち就労による廃止が13世帯、就労による増収があったのは8世帯という状況であります。

あわせて、医療扶助の適正化にも取り組んでおりまして、レセプト点検事業を外部専門業者に委託しまして、適正であるかどうかについての点検も実施しているところでございます。

次に、笠間市の生活保護の状況、率でございますけれども、直近の数字で申し上げますと、25年1月現在では、県内の平均が8.8、これは人口1,000人当たりの率ということで、パーミルという表示をいたしますけれども、県平均が8.8、市のみ平均が8.9、笠間市は市の部の8番目に位置しておりまして、8.4という数字になっております。なお、トップについては水戸市が20.8という数字になっております。

次に、不正受給の防止ということでございますけれども、これは収入の有無にかかわらず、収入申告書の提出を義務づけておりまして、意識の決定を図っているというところでございます。それから、年に一度は全世帯の課税状況調査を実施をし、金額の多少にかかわらず、法により全額返還対象となる場合には、厳格な対応をしているというところでございます。

それから、福祉事務所の位置がわからないというお話がございますけれども、先ほど申し上げましたように、福祉事務所は、社会福祉法により、市において設置をしておりますけれども、本市では、福祉部長が福祉事務所長も兼務しており、生活保護の事務処理に当たっているところでございます。

申請、相談については、本庁では社会福祉課が、支所では支所の福祉課が担当しておりますので、申請、相談等があって、それから調査決定についてはケースワーカーを配置し

ている本庁社会福祉課が所管をしているというところでございます。

以上です。

○議長（小園江一三君） 教育次長埴 栄君。

○教育次長（埴 栄君） 就学援助に関して種々ご質問がございました。順不同になろうかとは思いますが、まず、予算書では、要保護・準要保護に対する細節の説明欄には、学用品とか医療費とか等しか、まとめて書いてはございませんけれども、まず、医療費につきましては、就学援助の対象となる疾病ということで、いわゆる学校病というものでございまして、例えば、トラコーマであるとか、結膜炎であるとか、中耳炎でありますとか、そういった通常の風邪とか何かではなく、そういう部分で、例えば、児童生徒の健康診断で発見されたような病気の治療費の手当、その分の医療費ということになります。

それから、給食費は、文字通り学校給食費を全額補助するわけでございます。ご承知のとおり、8月については、給食費は出さないということでございますけれども、給食費はそのとおりでございます。

そのほかの部分、学用品費ということで一括まとめているということでございます。例えば、体育実技用具費であるとか、本来の学用品費、それとか新入学の児童生徒の学用品費等をまとめて記載しているものでございます。

それから、特別支援の部分が予算書に出てくるという部分でございます。各学校、全部というわけではございませんが、特別支援の学級とかというのが各学校にございます。これらの児童生徒に対しても就学援助を行うという部分でございますが、人数的にはふえている部分もございしますが、彼らにも援助を与えるという部分でございます。

それから、民生委員さんとの関係でございます。先ほど第1回目でご説明したとおり、従前は、民生委員さんのご意見等を参考にしながら判断をさせていただいたという部分でございますが、現在は、提出された書類をもって審査、判断するというところでございます。例えば、民生委員さんはかなり地域の相談役、地域の精通者というような部分で、それぞれの職務があらうかと思えます。先ほど私言いましたのは、新たに認定する上で、例えば、家族全員の所得等が必要となってくる部分があるので、本当に一緒に住んでいるんでしょうかとか、いろいろ実態がわからない部分については、地域の事情をよくご承知であるところの民生委員さんなどに相談をしまして、お話を聞くということでお話をしたところでございます。

しかしながら、こういった認定された方々の名簿を、職務を遂行する上でぜひ必要なんじゃないのと、こういう名簿の提供はできないんでしょうかというようなご質問がたびたびあるわけでございます。これにつきましては、笠間市の個人情報保護条例に照らし合わせて適当ではないということが考えられますので、名簿の提供そのものについては、今後とも差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君。

○20番（大関久義君） 再々質問をいたします。

生活保護法では、本当に多岐にわたって大変な作業だなというふうにご理解を申し上げます。ただ、やはり生活保護法については、本人による申請から始まるケースが多いと思われまます。本当に困っている方の中には、生活保護法を知らない方や生活保護を受けるものをよしとしない方もいると思われまます。真の生活困窮者が埋もれることも考えられまますので、その辺のところをさらに努力していただきたいなというふうに思っております。

最後に、生活保護の笠間市の現状ということの中で、受給者数は658名となっているということでありまます、生活扶助、医療扶助、住宅扶助、介護扶助に分けた数字がわかれば、最後にお聞きいたしたいと思いまます。

それから、学用品の中にひとくくりになって予算書の中に入っているということでありまます。学用品というのは何からどこまでなんだというのがよくわかりまません。今提出してくれということでも突然でありまますので、学用品の内訳については、後日できれば提出をしていただきたいと思いまます。

さらに、個人情報保護法、これ面倒なんですよ。地域で、各公民館単位とか、学校区単位とか、そういう形の中で、敬老会事業等も行っております。そのときもなかなか市役所側、役所側はだれが75歳以上で対象になっているのかというのは、把握していても、地域になかなかおろしてくれない。これは区長会の中でそういう要望があつて、誓約書を書いて、今提出をされて、それでまたお返しをするというような形をとられております。個人情報保護法なるものが邪魔をしていて、なかなか地域の民生委員さんが掌握できない。学校側はわかっています。これは教えることできないよということではなくて、そういう地域の民生委員さんと一体となって情報の提供をしていかなければならないのが生活保護法や要保護・準要保護、そういうような援助のものだと思いまます。それらについて、できる限り努力して、そういうものを提供して、民生委員さんと児童委員さんと情報を共有できるような体制にしていってもらいたいと思いまます。最後にこれをお聞きしたいと思いまます。

先ほども申し上げましたが、生活保護については、担当者側も真剣に取り組んでいる姿は理解しております。これからも生活保護制度の適正実施に向けて精進していただきたいと思いまます。

以上で質問を終わります。回答できるものについて回答していただきたいと思いまます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、笠間市における保護の種別ごとの数字を申し上げます。

まず、生活扶助を受給している世帯は437世帯ございまます。人数にしまして576人ということになっております。それから、住宅扶助360世帯で475人、教育扶助につきましては19

世帯34人、介護扶助につきましては103世帯105人、医療扶助につきましては444世帯555人、生業扶助につきましては10世帯10人という数字になっております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 教育長飯島 勇君。

○教育長（飯島 勇君） 大関議員の再度のご質問に、民生委員の方に情報をとということでお答え申し上げます。

本当に、学校教育の中で、民生委員さんたちにはお世話になっていることがたくさんあります。それぞれの家庭の状況がなかなか見えない部分もありますので、幸いにも笠間市では、民生委員さんたちが学校に訪問してきて、学校のいろいろな困っていること等を聞いていただけます。

そういう中で、経済的なことで就学が困難であるとか、そういうようなときには、その子どものことについては、お話を申し上げてご協力をいただくというようなことでやっております。

学校は、教育は機会均等ということで、提出された子どもたちが学校で十分な教育が受けられるような援助ということで、教育委員会のところでは、そのところが普通の生活の部分とはちょっと違うところがあるかもしれません。ただ、民生委員さんには、これからもそういう形でお世話になっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 大関久義君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午後零時06分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

17番上野 登君が着席いたしました。

5番石田安夫君の発言を許可いたします。

○5番（石田安夫君） 5番、一般質問を行います。5項目ほどについて伺いたいと思います。

1、防災について、2、学校などの耐震化について、3、太陽光システム助成制度について、4、通学路の安全対策について、5、子育て支援について、伺いたいと思います。

初めに、防災について伺います。

私のところでもやっと自主防災組織を結成いたしました。その中で疑問点がありましたので、そこで何点か伺わせていただきます。

1、自主防災組織の推移を伺う。

2、資機材整備に補助金の交付がありますが、例えば、5年とか10年たった資機材の交換などに助成する考えはあるのか、伺います。

3、災害弱者の名簿作成と消防機関などへの情報提供を市町村に義務づけをしておりますが、本市の対応を伺います。

次に、学校の耐震化について伺います。

長年、私も学校の耐震化は一般質問をさせていただいており、また、本市の耐震化は確実に進んでおります。また、昨年の山口市長の答弁で、27年度までに100%前倒しをしますと答えていただいております。

しかし、昨年末、政権が変わり、本年度と12年度補正で、学校の耐震化に対する予算が拡充されております。そこで伺います。国は、12年補正と13年予算で、公立小中学校の耐震化率を94%にするとなっておりますが、本市は、12年補正と13年予算でどのようになるのか、お伺いをいたします。

次に、太陽光システムの助成制度について伺います。

昨年9月に、この太陽光についても私は一般質問をいたしました。そのときのお答えは、去年ですけれども、補正で50基を追加するというお話でございました。では、来年はどうするんだという質問をいたしました。協議をするということでございました。はっきりした答えはございませんでしたが、本年大きく助成をするということなので、ある意味で感謝申し上げます。そこで伺います。太陽光システム助成制度について、1、3年間の助成制度でありましたが、本年も継続すると伺いました。具体的にそのまま継続するのか、また、新たにするのか伺います。

次に、通学路の安全対策について伺います。

これも私は、長年にわたり一般質問を行っております。これまでに防犯灯の大幅な拡充や、毎年歩道の整備など、危険箇所は少なくなっており、本市の対応に感謝をしております。ただ、危険箇所は100%なくなっているとは思っておりません。国は、子どもの死亡事故の多発によって、やっと防災・安全交付金を設けました。全国的には大変ありがたい交付金だと思いますが、本市にとっては、被災地であり、12年補正と13年予算により他の事業が多岐にわたることはよく承知をしております。

また、例えば、道路の拡幅などは設計をし、用地交渉をしますから1年で終わるかどうかわかりません。しかしながら、この防災・安全交付金は申請しなければ使えませんので、ぜひ、危険箇所はわかっておりますので、使ってもらいたいと思います。そこで伺います。

1、ソフト面で対策が必要な市町村にアドバイザーの派遣、ハード面では防災・安全交付金を使い、歩道の拡幅、路側帯カラー舗装などを行い、信号機増設を進めますが、本市の対応を伺います。

最後に、子育て支援について伺います。

1、待機児童の解消のため、保育士の育成強化と賃金アップなど、待遇改善が実施されますが、本市の対応を伺います。

1回目の質問を終わります。

済みません、学校の耐震化と通学の安全対策は、大体先ほど伺ったんですけれども、補足で何かあれば、また質問しますので、よろしくをお願いします。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

〔副市長 田所和弘君登壇〕

○副市長（田所和弘君） 石田議員の質問にお答えします。

初めに、自主防災組織の推移についてでございます。

東日本大震災が発生した平成23年3月の末までには、自主防災組織が32組織、全世帯数に占める組織率としては13.16%でしたが、東日本大震災発生後の平成23年度に、新たに結成された自主防災組織が5組織、平成24年では、2月末現在で60組織が結成され、現在、全体で97組織となっております。組織率といたしましては40.17%まで増加している状況でございます。

この要因につきましては、各区長さん方のご協力によりまして、市民の皆さん方が自主防災組織の重要性を認識していただき、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神が浸透してきたことにより、地域の連帯感が向上した結果であると考えてございます。

また、市といたしましても、東日本大震災後の経験を踏まえ、自主防災組織の重要性を再認識するとともに、組織の結成促進、地域の防災力向上を支援するため、平成23、24年度に限り、笠間市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の内容を拡充し、結成を促進してまいりました。さらに、25年度につきましても、引き続き結成促進を図るため、支援拡充を延長してまいりたいと考えております。

次に、資機材の交換などの助成についてでございます。

自主防災組織は、いわゆる地域のつながりによる共助の組織でございます。地域の方々自分たちの地域は自分たちで守るという精神により運営していただくことが本来の姿であるというふうに考えておりますので、維持管理等の費用につきましては、それぞれの組織において対応をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、私の方からは、防災について、その3になります災害弱者の名簿作成と消防機関の間での情報を市町村に義務づけることに対する本市の対応ということでございますけれども。災害弱者の名簿作成と消防機関などへの情報提供を市町村に義務づけることに対する本市の対応についてですが、国においては、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者について、避難誘導や安否確認に加え、避難所などでの生活を支援するため、あらかじめ本人の同意を得ることを条件に、名簿を整備する必要があると判断されたことから、市町村に対し、名簿の作成と消防機関などへの情報提供を義務づける災害対策基本法改正案を今国会に提出することとしています。

同時に、災害時要援護者の避難支援ガイドラインも改定をいたしまして、地域で支援主

体となる人たちにも、一定の条件下で事前に提供するよう、市町村に促す方針とすることであり、詳細が示された時点で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、本市においては、平成25年度に災害発生時における要援護者の避難対策について、その基本的な考え方や避難支援プランの策定を進めてまいりますが、災害時要援護者の名簿作成については、既に民生委員の方々の協力で作成を進めており、同意を得られない方々につきましては、地域を中心とした見守り体制を実現していくため、近隣住民、ボランティア団体等の協力を得て、安否確認と避難支援を進めていきたいというふうに考えております。

続いて、子育て支援についてお答えいたしたいと思っております。

現在、笠間市には、待機児童はおりませんが、本年1月11日に閣議決定されました日本経済再生に向けた緊急経済対策において、保育士の人材確保の推進が盛り込まれ、これを受けて待機児童解消のため、民間保育園を対象とした保育士等処遇改善臨時特例事業予算が今国会に提出される予定となっております。この事業は、安心こども基金を原資としまして、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化、保育士の処遇改善によりまして、保育の担い手である保育士の確保を図るとされております。

今後につきましては、詳細が示された時点で、事業の対象となる笠間市の民間保育園でも対応できるよう、十分に目的や内容を周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

〔教育次長 塙 栄君〕

○教育次長（塙 栄君） 石田議員の学校の耐震化についてのご質問にお答えをいたします。

学校施設の耐震化につきましては、現在、耐震化率は84.1%となっているところでございます。今回の3月補正で、国の12年補正予算による前倒し事業として、岩間三小の校舎と稲田小学校、宍戸小、笠間中学校の屋内運動場について耐震補強及び改修工事を実施する予定となっており、これによりまして、平成25年度末の耐震化率は91.3%となる見込みでございます。

また、国の13年予算、平成25年度予算でございますけれども、耐震改修工事を施工する前には実施設計をしなければいけませんので、25年度予算においては、稲田中学校の校舎、佐白小学校、岩間第二小学校の屋内運動場についての耐震補強及び改修の実施設計を予定しているところでございます。この工事につきましては、平成26年度に予定してございますが、これが完了しますと耐震化率は97.1%になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長 小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 5番石田議員の質問にお答えいたします。

家庭用太陽光発電システム設置費補助につきましては、平成22年度から24年度の3カ年ということで実施しており、実績としては、平成22年度、23年度で137件、今年度に約140件の交付を予定しているところでございます。市民の太陽光発電システムに対する関心が高く、補助制度の要望も多いことから、25年度以降も事業を継続していきたいと考えております。

なお、事業を継続するに当たりましては、補助金交付要綱の一部見直しを行っており、変更点としましては、事業期間を平成27年度まで3カ年延長すること、補助金額で1キロワット当たり単価を6万円から4万円に、上限額を25万円から20万円にそれぞれ変更しております。

市としては、地球温暖化対策の一つの柱として、今後も推進していく必要があるとの認識のもと、さらなる拡大を図り、平成24年度当初予算2,025万円、約80件に対して、25年度当初予算では5,020万円を計上し、予算の増額と合わせて約250件と件数の大幅増を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 9番藤枝 浩君が着席いたしました。

都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

○都市建設部長（仲田幹雄君） 5番石田議員ご質問の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

初めに、アドバイザー派遣についてでございますが、この制度は、文部科学省が通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対し、アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導、助言のもと、通学路の合同点検や安全対策を講ずるためのものでございます。既に本市では、昨年7月に、学校、PTA、地元警察署等関係機関連携により、通学路の安全対策についての合同点検を行ったところでありますので、アドバイザー派遣については要請の必要がないものと考えております。

次に、防災安全交付金を使い、歩道拡幅、路側帯の舗装など、本市の具体的な対応はとのご質問でございますが、先ほど野口議員の通学路についてのご質問でもお答えしたとおりの内容でございます。

また、信号機増設の件でございますが、合同点検において信号機の新設が4カ所、信号機の機能改善するのが3カ所ございました。これらについては、既に地元警察署を通じて茨城県公安委員会に働きかけを行い、対応していただけるとのことでございます。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） ほとんどすばらしい答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

ただ、防災について、5年、10年で資機材の交換はちょっとできないというお話でございました。確かに今40%の地域で、4割ですか、大体4割の地域が防災組織をつくった、その地域によっては、資機材にもいろいろ違いが出て、資機材のお金というのは20万円でしたよね。その中で、広範囲で、例えば、何というのかな、水道というか、井戸水をくみ上げるポンプとか、そういう結構大きなものを何基も備えなくてはならない地域とかありますよね。ただ、僕らから言うと、僕らは田舎に住んでいますから、井戸水をくみ上げたり、僕は、農家だから米も持っているし、ある意味で、逆に提供する方に多分なると思うんですけれども、町場の方は、そういう形がとれなくて、極端な話、食べる物がある程度備蓄しなくてはならないとか、お水を備蓄しなくてはならないとか、そういう違いが多分あると思うんですよ。

確かに、そういう違いがあるんですけれども、大きなもの、ポンプとか、ちょっと高額な物がある程度過ぎてくると、やっぱり壊れたり、ポンプであればガソリンを入れたり、あとはディーゼルの物だったりするんですけれども、それも結構高額なんですよね。それがたった1台というわけじゃなくて、広範囲であれば井戸水を吸い上げるのに何基か必要になってくる。その20万円ももうそれだけで使い切っちゃうみたいな部分があるんですよ。だから、買いかえのときどうするんだという話がちょっとあったんで、こういう質問をさせていただきます。

だからその辺も、確かに、今から4割の地域が組織をつくったと。あとの6割が残っているわけなんですけれども、これであと1年、2年で全部100%できるかというとなかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。そういう資機材も、ある意味で交換するときに、役所としては5年、5年ちょっと短いかもわからないですけれども、実際に10年とか15年とかたって買いかえたいんだというときに、20万円出してくれとは言わないですけれども、資機材の2分の1を出すとか、そういう考えがあるのかなのか、それだけ聞きたいと思います。

あと、学校の耐震化の方は、本当にずっと頑張ってください、今度の12年度補正、13年度本予算でも、随分国も頑張ってください、笠間市も随分進むということでございますので、これは答弁は結構でございます。

あと、太陽光については、去年は、50基追加していただいて、来年はちょっとわからないということだったんですけれども、実際には4万円で、上限が20万円で、250件ということで大幅に拡充をしてくれました。

買い取りの値段が、ちょっと新聞等で42円が38円になるとか、そういう話になっていますけれども、やっぱりこれだけ拡充していただくと、本当に地域の住民というか、ある意味で助かるなというのが、国の制度としてもこの補助はありますので、何だかんだ30万円くらいのお金は助成されるのかなというのは感じますので、これは答弁結構でございます。

次に、通学路の安全対策ということで答弁いただきました。野口議員と重なってしまっ

たんですけれども、あと、改修箇所ですか、改修箇所が全部で14カ所残っていて3カ所が、ちょっと確認なんですけれども、あと何カ所ぐらい残っていて、この交付金を使う使わないは、これだけの物すごい膨大な仕事量が多分来ていますから、僕らもよく把握していますので、1件でも2件でも使えれば使っていただきたい。さっきのお話だと県道の話がございましたけれども、市道でも、僕の知っている限りでまだ改善されていない場所が何カ所あるので、そういうところにぜひ、多分忙しいと思いますけれども、1カ所でも2カ所、これ自分のところでお金を用意してどうのこうというとなまた大変なわけですから、ぜひ使っていただきたい。また、そういう気持ちで行っていただきたい。市の管轄、あと何カ所ぐらい残っているのか、ちょっと聞きたいんですけれども、それだけ答弁をいただきたいと思います。

子育て支援の方は、大体わかりました。そういう感じなんですけどねというのが。実際に動き出すのが、いつごろからなのか。3月の、今議会をやっているわけですから、いつごろから動き出したときに、そのお金の流れというか、どういうふうにして来るのか、その辺は具体的にわかればちょっと教えていただきたいんですが、よろしくお願いします。

2回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

○副市長（田所和弘君） 石田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

自主防災組織、資機材の更新の経費についてでございますけれども、趣旨は大変よくわかります。ただ、笠間市の実態を申し上げますと、先ほどお話したとおり、40%までできましたけれども、県内全体を見ますと、昨年4月まででも県は60%達しています。全国では77%というふうな自主防災組織の結成率になってございます。

平成23、24年度とこれまでの補助金ですね、10万円を20万円へと拡充しました。これはやはり震災がありまして、皆さん方の意識も高まったということもありますけれども、市としても、市内全体に防災組織を立ち上げたいと、まんべんなくですね、当初10%台だったものをとりあえず40%まで引き上げました。これを県の水準、それから国の水準を超えるぐらいまで、できれば100%を早目に達成したいと思ってございます。

今は、交換ということもあるのかと思いますけれども、市内全体に自主防災組織を立ち上げて、市民が、防災の上で安心安全が確保できるような体制をまず整えて、その後で交換ということを考えていくのが筋なのかなと思ってございます。

ご要望もたくさんございますので、それについては全くやらないというわけではないんですが、優先課題としては、やはり組織率を上げるということが一番大事なのかなと。一部の地域ではあるけれども、我々のところはないんだと。そのときには役所に頼めばいいのかということだけでありますと、先ほども答弁で申しましたが、自分たちのことは自分たちで守ると、やはり意識を上げるということがまず第一ではないかというふうに思っておりますので、現在のところですが、交換の経費を手当するという考えにはございませ

ん、ということでご理解を願いたいというふうに思います。

○議長（小藺江一三君） 都市建設部長仲田幹雄君。

○都市建設部長（仲田幹雄君） 再度のご質問にお答えをいたします。

合同点検の結果、対策が未定箇所が何カ所ぐらいあるかということでございますが、合同点検の結果では70カ所ございまして、先ほどもお答えしましたように、対策済みが33カ所、対策を予定しているものが23カ所、対策が未定なのが14カ所ございます。

この14カ所の内訳でございますが、県道の整備の関係で11カ所、その他、これは民地がかかわる関係のものが3件ございます。合わせて14カ所が対策がまだ未定という扱いでございます。これらについては、できる限り早く整備されるように県の方にも働きかけをしてまいりたいということで考えております。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 子育て支援の時期、いつからかということですが、現段階ではまだ閣議決定をされた段階ということで、国会に提出されていない段階ということになります。それらが決まり次第、早急な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君。

○5番（石田安夫君） 通学路の問題ですけれども、県に14カ所、あと4カ所は私地で私有地がどうのこうのという話なんですけれども、ぜひ、大変だと思うんですけれども、実施をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 石田安夫君の質問を終わります。

---

## 散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は、あす15日午前10時より開きますので、ご参集ください。

直ちに、全員協議会を開きたいと思っておりますので、全協室の方へお願いします。

午後1時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 畑 岡 洋 二

署名議員 橋 本 良 一